

2 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの防止等のための対策を進める組織

本校におけるいじめの防止等のための対策を進める組織として、「いじめ対策検討委員会」を置きます。原則、月1回の定例会を開き、いじめ事案等の発生時には、緊急開催します。

【構成】

学校長 教頭 生徒指導担当 学年部代表 スクールカウンセラー

※ 対応にあたっては、事案ごとに、担任等の関係教職員を加えます。また、必要に応じて桑名市教育委員会、三重県教育委員会の支援を受け、指導主事、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員等がこれに加わります。

【主な役割】

- 年間計画の作成、取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証、計画・取組の修正
- 教職員の共通理解と意識の向上
- 児童、保護者、地域への情報発信
- いじめの相談・通報の窓口の設定
- いじめ事案、いじめが疑われる事案への組織的な対応
 - ・ 情報の収集・記録・共有 事実関係の聴取・確認
 - ・ 指導や支援の体制、対応方針の決定 経過の記録・共有
 - ・ 保護者との連携・報告
- 重大事態への対応（調査、資料提供等）

(2) 本校におけるいじめの防止等のための対策

(ア) いじめの防止のための取組

- なかまづくりの推進、友だちと一緒に楽しむ行事や活動の充実
- わかる授業づくりと規律正しい生活態度の定着をめざす指導
- 児童会・代表委員会によるあいさつ運動の展開といじめ根絶集会の開催
- 学級満足度調査を活用した学級づくりと個別支援
- 情報モラル教育の推進

(イ) 早期発見のための取組

- 桑名市アンケート調査（6月・9月・1月）
- 学級満足度調査の実施（6月・1月）
- 連絡帳などの活用等によるコミュニケーション、観察（毎日）

(ウ) 相談体制の確立

- スクールカウンセラーだより、保健室だよりの発行
- 相談室の整備
- 家庭訪問・個人懇談会の実施

(エ) いじめ事案への対処

- 速やかに学校長に報告するとともに、校内対応会議をもつ
- 迅速に事実確認をおこない、指導や支援の体制・方針を決定する
- 被害児童生徒の立場に立った対応をする
- 被害児童生徒・加害児童生徒の保護者へ継続的に情報提供し、連携する
- いじめ対応票に指導の経過等の記録を残す
- 桑名市教育委員会に報告、相談する

(オ) 教職員研修

- 生徒指導研修会の開催（5月・8月）

(カ) 家庭、地域との連携・協働

- 保護者、地域に学校基本方針の周知
- 学校・学年・学級だよりの活用
- スマホ・ネット啓発講座の実施
- 教育懇談会の実施

(キ) 関係機関との連携

- 暴力行為を含む等、事案の内容によっては、警察に相談・通報する
- 指導効果が見られない場合などは、積極的に関係機関との連携を図る

(ク) 点検と評価

- 学校評価項目に次の2点を加える
 - ① いじめの早期発見に関する取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること